

「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課では、「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」について、下記のとおり公募型プロポーザルを行います。本事業の受託を希望する場合は、参加申込書等を提出してください。

1 事業の目的

本事業は、女性活躍推進に取り組む県内企業に対し、自社の現状把握から解決方法までを先進的に取り組む企業の事例研究により習得し、女性の採用や定着、管理職登用など自社の課題解決のための取組内容をまとめたロードマップを作成する連続講座を開催することで、誰もが働きやすく多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりをより一層加速させることを目的とする。

2 委託業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」 |
| (2) 委託内容 | 「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和7年1月31日まで |
| (4) 委託金額 | 2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。 |

3 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、当該業務委託契約の締結の日において、令和6年度の競争入札参加資格（物品の部）を有すると認められた者であること。（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）。
- (4) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

- 第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

4 募集方法

石川県のホームページにプロポーザル実施の案内を掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 31 日 (金) 17 時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式 1】<1 部>

② 誓約書【様式 2】<1 部>

③ 事業者概要(任意様式)<各 1 部>

法人登記簿謄本(提出日の 3 ヶ月前以内に発行されたもの、写し可)、直近の決算書、定款、役員名簿、会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレットを提出すること。

④ 石川県が発行する納税証明書<1 部>(提出日の 3 ヶ月前以内に発行されたもの、写し可)
石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「『いしかわ女性も輝く企業創造塾事業』業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

9 の担当窓口まで

(5) 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式 3)を提出すること。

6 応募に関する質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、電子メールにより次の宛先に送付すること。なお、口頭による質問は一切受け付けないものとする。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 31 日 (金) 17 時必着

(2) 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

- ・件名は【質問票提出】いしかわ女性も輝く企業創造塾事業の件」とすること。
- ・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

(3) 提出先

9の担当窓口まで

(4) 到達確認

送付後、電話により届いていることを確認すること。

(5) 回答方法

参加申込書提出者に対し、随時回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月7日（金）17時必着

(2) 提出書類及び部数

①提出書類

次に掲げる書類を提出すること。提出書類は、基本的にA4サイズ（白黒、カラーいずれも可）として、出来る限り詳細に記載すること。

あわせて、PDF形式のデータを提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

表紙に「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」業務委託提案書と記載し、内容は、仕様書に記載した内容のほか、次の事項を記載すること。

・業務実施体制とスケジュール

・アピールしたい点等（応募者の持つ強み、独自のアイデア、工夫した点、類似事業の実績等）

※企画提案書の内容は、「8(2)②審査基準」に記載の内容を鑑み作成すること

イ 経費見積書（任意様式）

項目ごとの内訳を記載し、なるべく具体的に記載すること。

ウ その他、提案の内容を補足する書類（任意様式）

その他書類の提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。

②提出部数

企画提案書等：正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）

なお、副本のうち1部はホチキス留め等を行わないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送 ただし、データ（PDF形式）はメールで提出すること

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に『いしかわ女性も輝く企業創造塾事業』業務委託関係書類在中と朱書きすること。

(4) 提出先

9の担当窓口まで

(5) 留意事項

- ① 一提案者が複数案を提出することは認めない。
- ② 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ④ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
- ⑥ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。ただし、石川県女性活躍・県民協働課が認める軽微な訂正等は除く。

8 審査・選定方法及び契約方法等について

(1) プレゼンテーション

本業務のプロポーザルに係るプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査・選定

① 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、下記②に掲げる審査基準に基づき、提出された企画提案書等の内容について書面審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

② 審査基準

審査項目		審査基準
実施体制	知識・理解	事業を実施するための体制が確保されているか。
提案内容	専門家候補者	具体的な専門家候補者が示され、かつ十分か。
	計画性	提案事業の各スケジュールが適切に設定されているか。
	有効性	実施内容に工夫がみられ、企業にとって効果的な提案がなされているか。 各回のテーマに沿った先進企業候補が提案されているか。
	実現性	仕様書を的確に踏まえ、実現可能な提案内容となっているか。
活動実績 事例	類似実績の 有無	類似の事業実績があり、専門的知識、技術、経験を持ち合わせているか。
経費積算	妥当性	見積書の内容や算定根拠が明確に示され、提案内容に見合った適切な経費となっているか。

- ③ 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

- ④ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。
- ⑤ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。
- ⑥ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 契約手続き

① 仕様書の協議等

選定した受託候補者と県が協議し、提案のあった内容を基に委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、県との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。

② 契約金額の確定

契約金額は、①により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

③ その他

受託候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

9 担当窓口

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎8階
石川県生活環境部女性活躍・県民協働課女性活躍推進グループ
いしかわ女性も輝く企業創造塾 担当者宛
TEL：076-225-1378 FAX：076-225-1374
メール：danjo@pref.ishikawa.lg.jp